

No.	質問	回答
1	<p>令和8年度第2回香川県公用車リース契約書（案）第8条</p> <p>乙は、使用開始日までにリース車両を甲に納入することが困難となったときは、あらかじめ理由を付した書面により使用開始日の延期を甲に申し出、甲の書面による承諾を得なければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由又は、自動車登録後に必要な装備及び調整に取引上相当の日数を要する場合で、甲が事前に了承したときはこの限りではない。</p> <p>甲乙共に責めに帰すべき事由がない場合で、納入遅れが生じる場合、ペナルティはございますでしょうか。 原因：コロナ、自然災害（台風、地震）天候不良、火災、車両メーカー諸事情による納期遅れ等</p>	<p>別添（参考）令和8年度第1回香川県公用車リース契約書中の（履行遅滞に対する遅延損害金）第8条第1項～第3項の記載をご確認ください。</p>
2	<p>入札説明書 1. 入札に付する事項（3）納入場所等及び入札公告1. 入札に付する事項（4）借入場所等</p> <p>別紙1「リース車両一覧」に記載した所在地に、同別紙1に示した「リース開始日」に車両の登録を行い速やかに納入してください。納入する時間は午前8時30分から午後5時までとします。納入する日が、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条に規定する県の休日に当たる場合はその翌日とします。</p> <p>→陸運局の指導もあり、車両登録時の状態はメーカー出荷時の状態が定められております。付属品取付は車両登録後となるため、車両登録及び納車に時間を要する場合がございます。納入日ご指定の時間（午前8時30分から午後5時まで）に間に合わない場合、納入日を翌日以降へ延ばしていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>自動車登録後に必要な装備及び調整に取引上相当の日数を要する場合は、事前に県にお申し出ください。やむを得ないと認められる場合は、了承したいと考えております。（令和8年度第2回香川県公用車リース契約（案）第8条第1項のとおり）</p>
3	<p>仕様書7. メンテナンス内容 （1）スケジュール点検</p> <p>スケジュール点検とは、受注者が定めるメンテナンス整備基準に定める点検をいう。スケジュール点検は、6ヵ月毎に実施するものとする。 ただし、月間走行距離が3ヵ月間の累計で4,500kmを超える場合は臨時に実施する。 なお、実際の月間走行距離が仕様書に定める月間予想走行距離を著しく超過した場合は、この点検とは別に、県の費用負担により同様の点検をすることを受注者に対して要請することができるものとする。</p> <p>→「実際の月間走行距離が仕様書に定める月間予想走行距離を著しく超過した場合」を示す基準は、「月間走行距離が3ヵ月間の累計で4,500kmを超える場合」でしょうか。もしくは、別な基準がございますでしょうか。ある場合、詳細をご教示ください。</p> <p>また、3ヵ月で4,500km超走行の際の臨時点検についての依頼は、香川県様とメンテナンス工場と直接やり取りをして頂ける認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>「実際の月間走行距離が仕様書に定める月間予想走行距離を著しく超過した場合」とは、月間走行距離が3ヵ月間の累計で4,500kmを超える場合で相違ございません。また、上記の内容を超過した際の臨時点検については、メンテナンス工場と直接やり取りさせていただきます。</p>
4	<p>仕様書7. メンテナンス内容 （5）タイヤ交換（夏タイヤ、冬タイヤ）（必要に応じて） メンテナンス時のタイヤの履き替えについて</p> <p>タイヤは、香川県にて保管頂いておりますが、履き替え作業を行う際には、事前に車両に交換するタイヤを積んでいただいている認識です。 メンテナンス工場の作業員が、タイヤを保管場所から車両へ運ぶ作業は含まれておりません。 ご認識について相違ありませんでしょうか。</p>	<p>相違ございません。</p>
5	<p>お見積り リース料 環境性能割、重量税について</p> <p>2026年度税制改正で、車種によって、環境性能割、重量税が免税となる可能性があります。まだ確定していないため、現時点では環境性能割、重量税を見込んで試算する予定です。 今後、改正法案が国会審議にて確定しましたら、お見積りを再作成いたしますが、変更の可能性がある旨、ご承知おき頂けますでしょうか。 （仮に、入札提出日までに上記法案が確定しない場合は、上記の通り暫定金額のご提示となります）</p>	<p>令和8年度税制改正に係る国税及び地方税の改正法案は、3月31日に可決・成立しており、即日公布されています。</p>

6	<p>仕様書7.メンテナンス内容 (10)整備代車</p> <p>年末年始、ゴールデンウィーク、盆休み等の連休の時期で、代車手配が物理的に不可能な場合は、受注者は代車を提供しなくてもよとする。</p> <p>→年末年始、ゴールデンウィーク、盆休み等の連休の時期以外にも、物理的に代車手配が不可能な場合があることについてご承知おき頂けますでしょうか。</p>	相違ございません。
7	<p>契約書（案）において、車両は使用開始日に登録を行い、速やかに納入するよう記載されていますが、整備及び調整に時間を要するため、登録日と同日中の納入は困難です。</p> <p>具体的な納入期日はございますか。</p>	自動車登録後に必要な装備及び調整に取引上相当の日数を要する場合は、事前に県にお申し出ください。やむを得ないと認められる場合は、了承したいと考えております。
8	<p>入札説明書において、「地方公共団体と過去において本件入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行」している場合は、入札保証金の減免が認められると記載がございますが、規模をほぼ同じくする契約とは、契約金額でしょうか。それとも契約台数でしょうか。</p> <p>また、同一の地方公共団体に対し、契約開始時期が異なるものの、現在履行中の契約を合算し同じ規模となる場合、同じ規模として認められるでしょうか。</p>	「規模をほぼ同じくする契約」とは、契約台数のことを指しております。また、履行中ではなく履行済みの契約のものに限ります。